

議案第130号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

住所 松本市

氏名

2 事故の概要

令和4年6月27日、柏矢町南交差点において赤信号で停車中に、助手席の書類を探していたところブレーキから足が離れ、公用車が動き出し相手車両に追突した人身事故。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は当市運転者の不注意であり、安曇野市の過失を100%とする。よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害の解決金として561,910円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和4年12月23日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第131号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 安曇野市 [REDACTED]
氏 名 大竹 啓正

令和4年12月23日 提出

安曇野市長 太田 寛